

生物多様性条約と ABSの議論について

平成21年7月
経済産業省

生物多様性条約(CBD)の概要

○正式名称：「生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity(CBD))」

○経緯：

1992年6月 国連環境開発会議(UNCED)で、「気候変動に関する国際
連合枠組条約」とともに署名解放、日本も署名。

1993年5月 日本が条約を締結(受託書を寄託)

1993年12月 条約発効

○締約国数： 190ヶ国及びEC(米は未締結)

○事務局： モントリオール(カナダ)

○条約の目的：

- ・生物多様性の保全
- ・生物資源の持続可能な利用
- ・遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

COP10開催概要

生物多様性条約第10回締約国会合 (COP10: The 10th Meeting of the Conference of the Parties)

- 主催： 生物多様性条約事務局(モンリオール)
- ホスト国： 日本
- 参加規模： 約7000名想定
(191ヶ国政府代表、国際機関、NGOなど)
- 開催期間： 2010年10月11日(月)～10月29日(金)
 - ・カルタヘナ議定書第5回締約国会合(COP-MOP5)
10月11日(月)～15日(金)
 - ・生物多様性条約第10回締約国会合(COP10)
10月18日(月)～29日(金)
 - ・閣僚級会合
10月27日(水)～29日(金)
- 会場： 名古屋国際会議場

生物多様性条約(CBD)制定の背景

- リオ地球サミット(92年)の成果として、「気候変動枠組み条約」とともに環境条約の1つとして採択。
- 途上国側から見ると、TRIPSによる先進国の知財保護に対抗し、遺伝資源への主権を確保する動きとして展開。
- CBD成立により、遺伝資源は「人類共通の財産」から「自国の主権的権利」へと変化。

生物多様性条約の構造

•この流れを受け、生物多様性条約では3つの目的を規定。

(目的)

目的① 生物の多様性の保全

目的② 生物資源の持続可能な利用

目的③ 遺伝資源から生ずる利益の公正・衡平な配分 (ABS)

(①②から派生)
遺伝子組み換え生物による悪影響の防止
(カルタヘナ議定書)

(具体的課題)

生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少

ABSに関する新たな国際枠組みの検討

遺伝子組み換え生物の越境移動から生じる損害に関するルールの検討(「責任と救済」)

アクセスと利益配分 (ABS) を巡る議論の経緯

1993年12月 生物多様性条約 (CBD) 発効

→ 遺伝資源は人類共通の財産から国家主権下に

2000年5月 第5回締約国会議 (COP5 ナイロビ)

→ ABSを具体化するため作業部会を設置

2002年4月 第6回締約国会議 (COP6 ハーグ)

→ ボン・ガイドラインの採択。ただし、途上国側は任意のガイドラインとの扱いに不満。

2002年9月 ヨハネスブルグ・サミット

→ ABSに関する国際的枠組みの交渉開始で合意

第7回作業部会の開催

- COP9後、初めての作業部会として2009年4月2日～8日、パリ・ユネスコ本部にて開催。
- 条約の締約国、FAO等の国際機関、先住民代表等NGOなど500人以上が参加。
- 我が国からは、外務省水野地球環境課長を団長に
関係省庁から11名が参加。
- 議論のスコープは、「目的」「範囲」「遵守措置」「利益配分」「アクセス」の5つ。法的拘束力を有するか否かを定める「性質」は今回の作業部会のマニフェスト外。
- 実際の交渉は、「コンタクトグループ」と呼ばれる小グループ会合を中心に進行。

従来の我が国の基本的立場

- 法的拘束力のある枠組みでは、遺伝資源の多様な利用実態を反映した契約の柔軟性が確保されず、そのため遺伝資源の利用が阻害され、遺伝資源の提供国、利用国双方の利益(win-win)にならない。
- 国際的枠組みの検討に当たっては、資源提供国と利用国の相互理解の下、实际的であり、健全な費用対効果が見込まれ、さらに遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な利益配分の促進がバランスよく確保されなければならない。

ABS第7回作業部会での各国の立場

●議論の進展に伴い、具体的な考え方の案を提示したEUと、これに反発するブラジル等との対立が鮮明に。

資源利用国側

従来

- JUSCANZ(日、米、加、豪、NZ、スイス、ノルウェー)
- EU
- 産業界(国際商業会議所:ICC)

遺伝資源の利用なくして利益配分はないため、遺伝資源へのアクセスが円滑に行えるよう柔軟な仕組みが適当。

資源提供国側

- LMMC(インド、ブラジル、マレーシア、インドネシア、中国等17ヶ国)
- G77+中国(中南米、アフリカ等132ヶ国)
- NGO

遺伝資源提供国による事前同意のない資源の国外への持ち出しの防止、確実な利益配分を確保するために、法的拘束力のある国際的枠組みが必要。

今回

JUSCANZ

EU

激しく
対立

ブラジル

中南米の一部

連携

その他途上国

アフリカ諸国

第7回作業部会での各国の主張

- EU
 - 遵守制度の導入には(資源提供国にとっては「義務」となり得る)アクセスにあたっての国際的基準の設定が前提
 - 病原体は枠組みの対象外とするべき(態度留保)
 - 特許出願時の出所開示の議論に応じる
- 途上国(LMMC(ブラジル、マレーシア)、アフリカ)
 - アクセスに関する権利は主権的権利であり、スタンダード設定には応じられない
 - 病原体は枠組みの対象とすべき
 - 特許出願時の遺伝資源の出所開示を国際認証等で利用すべき
- JUSCANZ
 - 特許制度は専門機関(WIPO)で議論すべき

第7回ABS作業部会の結果

- ・COP9で決定された作業工程表に従い、国際的枠組みの「中身」について初めて議論。これまでは、法的拘束力のある枠組みを目指すか否かの「入口論」で膠着していたところ、これは大きな前進。
- ・目的、範囲、遵守、アクセス、利益配分の各項目について今後の交渉のベースとなるオペレーショナルテキストを作成。一方、同テキストは各国が互いに対立点を多数のブラケット(留保事項)として入れ込んだものであり、意見相違の構図は鮮明化。
- ・なお、今次交渉においてEUは「途上国側がアクセスについて一定の基準を設定するのであれば、法的拘束力のある遵守措置についても検討可能」である旨を表明。
- ・しかし、途上国側は遺伝資源へのアクセスに関する権限は条約上資源国の主権に属するとされているため、これに反発。
- ・我が国としては、遺伝資源へのアクセスの改善も期待出来る点については、EUの提案を好意的に受け止め。

生物多様性条約第10回締約国会議までのロードマップ

2008年5月 第9回締約国会議(COP9。ボン)

COP10までの作業工程表を決議



2008年12月 技術専門家会合(定義等)(ナミビア)

2009年1月 技術専門家会合(遵守)(東京)

2009年4月 第7回ABS作業部会(パリ)

2009年6月 技術専門家会合(伝統的知識)(インド)

2009年11月 第6回8j作業部会(モントリオール)

2009年11月 第8回ABS作業部会(モントリオール)

2010年3月 第9回ABS作業部会(カルタヘナ)



2010年10月 第10回締約国会議(COP10。名古屋)

ABSの国際的枠組みに関する検討作業完了?

今後、議論すべき点

➤ABS交渉の決着次第では、我が国としても対応が必要となる可能性あり。

①遵守

ABSに関するルール(各国国内法、契約等)の「遵守」を担保するため、何らかの措置を講じざるを得ない可能性。(例「認証制度」「特許出願時の出所記載」等)

②ABS国内法

EUの主張する「アクセスに関する国際基準」が認められれば、我が国はユーザー国として資源国へのアクセスが円滑化されるメリットがある一方、国内遺伝資源へのアクセスに関する国内法の制定が必要となる可能性。

③セクター別のモデル条項

EUは、ABS契約の際に用いるべき「セクター別のモデル条項」を提案。今後、各セクターごとに、より詳細な議論(標準的な利益配分率の設定等)を求められる可能性。

(参考)各国におけるABS国内法

これまで、途上国を中心にABS国内法が制定されているが、近年、先進諸国でもABS国内法制定の動きが活発化。

➤オーストラリア

➤クイーンズランド州「生物採集法」

➤ 2004年施行

➤ アクセスにあたっての手続き、契約の内容(含利益配分)等について規定

➤ 北部準州でも同様の法律を策定済み。西オーストラリア州、ビクトリア州でも制定準備中。

➤ その他ノルウェーでABS国内法制定、ニュージーランド、カナダ等でも国内法制定に向けた動きあり